

告示

埼玉県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会医療法人至仁会 圏央所沢病院	所沢市東狭山ヶ 丘四―二六九二 ―一	訪問リハビリテーシ ョン 介護予防訪問リハビ リテーション	平成二十二年十 二月十日
医療法人善心会 居 宅介護支援ステーシ ョン	熊谷市柿沼三三 四―一	居宅介護支援	平成三十一年一 月三十一日
わかば薬局	蕨市南町三―七 ―二二	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 特定福祉用具販売	平成十四年一月 三十一日
パナソニックエイジ フリー介護チェーン 所沢	所沢市小手指町 四―一九―八キ ングスヴィレッ ジ―一〇号	特定介護予防福祉用 具販売	平成二十八年三 月三十一日